

区民の声の公表【令和7年（2025年）11月受付分】

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
粗大ゴミのルールについて	粗大ゴミについて、インターネット経由で3人掛け電動ソファ(長さ180センチ程度)の回収を依頼した。200センチ以下のソファを回収する金額は「2300円」と明記されていたので、そのとおりに回収を依頼した。回収料金が相場よりも安いと感じたこともあり、近隣区の粗大ゴミのルールについて調べたところ、電動ソファ(2人掛け以上)は「3200円」、70キロまで回収可能と明記されていた。世田谷区の粗大ゴミ受付センターに電話で確認したところ、オペレーターからの返答では「50キロを超える粗大ゴミについては電話での受付が必要です」と返答され、ももとの回収日では回収してもらえない可能性を示唆され、あらためて電話での再回収依頼を余儀なくされた。世田谷区のホームページでは「重量によっては電話での回収になる旨」の記載はどこにもなく、「粗大ゴミとして収集できない物」のページにも記載されていなかったため、今まで世田谷区で電動ソファの回収で同様のトラブルが生じたことはなかったのかと疑問に感じてしまった。早急に粗大ゴミ受付ページの改善を要望したい。	お問い合わせをいただきました粗大ゴミの出し方につきまして、インターネット受付の説明に不明瞭な点があり、ご不便おかけして大変申し訳ございません。作業の都合上、200cmを超えるもの、または50kgを超える粗大ゴミについては、場合によっては解体や切断をお願いすることから、お電話もしくはチャットでお問い合わせいただくようご案内しておりますが、電動ソファにつきましては、これまでトラブルが生じた事例はなく、そのご案内が漏れておりました。インターネット申込の際の説明文について、再度内容を検討し、分かりやすい表示を心がけてまいります。	清掃・リサイクル部 事業課	電話03-6304-3297 FAX03-6304-3341	令和7年(2025年) 11月4日	
世田谷区立小中学校の給食について	私は、世田谷区立小学校に通う子どもを持つ父親です。今回、世田谷区への要望として、区立小学校の給食の改善について連絡させていただきました。公立小中学校における給食制度は、バランスのよい食事を提供することで、子どもの健康管理、学習意欲、生活習慣の形成にも大きな影響を与えるもので、世界に誇れる日本の教育制度のひとつの施策であると思います。また、世田谷区立小中学校においては、給食の無償化が令和5年4月より実施されおり、家計が苦しく経済的支援が必要な生徒にとって、その恩恵を受けている生徒も多数いると感じています。一方で、昨今のコメの価格上昇に代表される、食料品の物価上昇の影響もあると考えておりますが、給食無償化以降、給食の量が減った、質素になったという声は小学校高学年の子どもの持つ親から、また子どもたちからも聞いています。以前は毎月学校より配布される月間の給食献立メニューを見ては、楽しみにしていることもありましたが、最近では、私自身も給食の献立表も拝見しておりますが、名物メニューの提供頻度が減り、また給食の量も少なく質素になったと感じています。特に小学校高学年の成長期に入る子どもたちにとって、現在の給食の量は十分な量とは言えず、おかわりも争奪戦だそうです。我が家に限らず、お腹いっぱい食べることはできず、お腹を空かせて帰宅することも多々あります。これでは午後の授業の集中力に影響が出てしまうのではとさえ思っています。未来ある子ども達のために、今一度、公立小中学校における給食制度について、実態の確認をお願いします。それと同時に、関連予算の増額等、給食制度の環境の改善を切に希望致したく、この度、連絡しました。	学校給食においては、国の定める学校給食摂取基準を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせ、児童・生徒が各栄養素をバランス良く摂取できるよう望ましい食品量を算出し、献立作成をしております。また、この間の物価高騰に対し、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食水準を維持するため、令和7年4月より以前の給食費単価の28%相当分を増額した金額で単価改定したところです。今後とも、各学校における給食の実施状況の把握に努めるとともに、各学校の栄養士が児童・生徒の嗜好や喫食状況等を的確に捉えて献立作成に活かすことができるよう、連携を図ってまいります。	教育政策・生涯学習部 学校健康推進課	電話03-5432-2701 FAX03-5432-3029	令和7年(2025年) 11月4日	
用賀駅の駐輪場に関して	用賀駅の駐輪場の回数券について、購入時間が6:30-19:00で、自動券売機経由でしか買えなくなったため、朝早く夜遅い人には買えません。日ごとの券も買えません。これまでは、6:00くらいに人がいる時は現金で買えましたが、本日は券売機が開いていないからと拒否されました。券売機を電車の始発時間にしてみたらどうか、もっと柔軟に購入できるようにならないでしょうか。	駐輪場の回数券及び日ごみ券は、6時30分から19時までの間であれば自動券売機だけでなく窓口でも購入できます。日によっては受付準備が整ったため早めに窓口業務を開始することがありますが、原則、当該駐輪場の窓口受付開始時間は6時30分であるため、保安管理上この時間を早めて自動券売機で購入することはできません。なお、窓口は年末年始を除いて土日祝日を含め毎日受付を行っていますので、お時間のある時に回数券の購入をお願いします。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。	土木部 交通安全自転車課	電話03-6432-7967 FAX03-6432-7996	令和7年(2025年) 11月7日	
2歳児の幼稚園利用に対する補助制度についてのお願い	世田谷区在住で、現在2歳の子どもの育てています。  近隣市では、2歳から幼稚園に通う場合にも月額3万円程度の補助が受けられる制度があると伺いました。一方で、世田谷区では3歳にならないと補助の対象外となっており、2歳児から幼稚園教育を希望する家庭には少し負担が大き感じられます。  現在、共働きや育休明けなどで「保育園ではなく幼稚園での早期教育」を希望する家庭も増えており、区としても多様な保育・教育ニーズに対応していただけると大変ありがたいと思います。  もし今後、近隣市のように2歳児への補助もご検討いただける機会がありましたら、ぜひ前向きにご検討をお願いします。	幼稚園の入園年齢は学校教育法で満3歳からと定められており、私立幼稚園の保育料に対して支給される国及び都の補助金も、子どもが満3歳児に達した時点から対象となります。区では、この補助金に上乗せする形で、月額上限32,000円を基礎として、満3歳児以上の子どもを対象に、保護者の所得や子どもの数に応じた金額を支給しています。 2歳児対象クラスは、学校教育法に基づかない園の独自事業であり、幼稚園の認可基準も適用されないことから、国や都の補助金の対象外であり、区市町村による補助も自治体によって異なります。現在、区では2歳児について、区内の16の私立幼稚園で、「未就園児の定期的な預かり事業」(*)を行っており、各園が独自で実施する2歳児クラスは補助の対象とはしておりません。今般いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。  今後も区民の皆様からのご意見、ご提案等をいただき、区政運営を行ってまいりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。  *未就園児の定期的な預かり事業 2歳児を対象に、他の幼児とともに過ごし遊ぶ経験を通じて子どもの発達を促すことや、家庭で子育てをしている保護者の方の孤立防止や育児不安軽減等の支援を行うことを目的とした預かり事業。	子ども・若者部 子ども・若者支援課	電話03-5432-2066 FAX03-5432-3016	令和7年(2025年)11月 13日	
区立中学校の高額な指定制服・体操服について	子どもが、区立中学校への進学を予定しています。学校から指定された制服・体操服・上履きを買いたいので、10万円を超えてきます。洗い替えや、成長期のサイズアウトなどを考えれば、費用はさらにかさんでくと思われます。公立の中学校として、適切でしょうか。高すぎます。制服の購入は任意、式などの時は場面に合わせて服装をするなど、または、学校指定を緩めて、ズボンやスカートは白茶紺黒チェックなどの色指定にしたり、体操服は校章を付けたものなら可能にしたり、上履きも学年で色分けが必要なら、その色が入っている市販のものでも可能など、対応ができないでしょうか？	学校が推奨する服装を標準服とし、その選定は、各校で業者選定委員会を設置し、生徒や保護者、また地域の方々の御意見も伺いながら、デザインだけでなく、多様性や気候変動の視点も含め、機能性や価格なども考慮しながら選定していますが、必ずしも着用義務はありません。また、体育着や上履きについても学校指定以外の市販品の使用が可能です。機能性や色、デザインなど必要事項は学校によって異なりますので、詳細は、通学予定の学校へご相談ください。  なお、就学援助制度では、所得要件はありますが、国公立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者を対象として、新入学用品費以外にも、学用品費、移動教室費、修学旅行費、卒業アルバム費などの一部を支援しています。詳細は、関連情報欄に記載の区ホームページ(ID:3112)をご覧ください。	学校教育部 学務課	電話03-5432-2686 FAX03-5432-3067	令和7年(2025年) 11月14日	<a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/02046/3112.html?utm_source=search-pageID&amp;utm_medium=cgi-program">https://www.city.setagaya.lg.jp/02046/3112.html?utm_source=search-pageID&amp;utm_medium=cgi-program</a>

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
学校代休日に児童館を開館してほしい	教職員の働き方改革として、土曜日授業がなくなり、教育行事で土曜日が授業日になる場合、月曜日が代休日として休校となる日が増えました。教職員の働き方改革はごもっともで、唯一無二の担任の先生方によりよく働いてもらうため必要であるとは重々承知しております。ただ、同じように働く親もあり、ただでさえ病欠や学級閉鎖で有給残数もとぼしく、子供の代休にあわせて休むわけにもいかない状況です。学校のBOPIはありますが、高学年になる程遊び方も変わってきており、気心の知れた友達と好きな遊びのできる児童館が月曜日も空いていればと心強いかと思うようになりました。今度は児童館職員の配置などもあるかと思いますが、子どもの遊び場がどんどんなくなる最近で児童館に行けば友達がいる、大人の目があるところで思い思い好きな遊びで過ごせる場所があれば親としても安心して仕事に邁進できます。どうか学校の代休日に近隣の児童館を開館させていただきたく、ご検討くださいますようお願いいたします。	安心してのびのびと遊ぶことができる場所が少なくなっている中で、児童館を学校の代休日に開館することができれば、楽しく遊ぶ場としてだけでなくほっとできる居場所として、子どもたちにご利用いただけるものと考えます。しかしながら、学校の代休日は各学校の行事日程等の事情で決まるため、区内一律で決まっておらず、また、児童館を利用しているのは、複数の小・中学校の子どもたちであることからすると、イレギュラーな開館日が増えてしまうことが想定されます。福祉職の採用が困難な中で、児童館は限られた職員数でローテーションを組みながら体制を整えて運営しており、代休のような不規則な学校のお休みに合わせて、職員体制を整えることは難しいのが現状です。今回いただきましたお声は、貴重なご意見として受け止めさせていただき、今後の施策の参考とさせていただきます。	子ども・若者部 児童課	電話03-5432-2306 FAX03-5432-3016	令和7年(2025年) 11月17日	
路上喫煙について	路上喫煙をしている方が多く、区が張り紙をしていても関係なく吸っており、効果がありません。ポイ捨てやタバコの煙が気になるので解決して欲しいです。区の路上喫煙の管轄に2年ほど電話しておりますが、解決されません。	世田谷区では、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進するため、「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は喫煙禁止としております。区としては、指定喫煙場所の整備を進めること等により望まない受動喫煙を減らし、喫煙する人とならない人が相互に理解を深め、区民の皆様との協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指してまいります。今回お申し出の地域については、環境美化指導員による巡回を実施し、路上喫煙が確認された場合には指導を行わせていただきます。	環境政策部 環境保全課	電話03-6432-7137 FAX03-6432-7981	令和7年(2025年) 11月25日	
ツインズプラスサポートの支援について	2歳8ヶ月の双子を育てています。現在イヤイヤ期真っ盛りでとても大変です。私と夫は共働きで、お互いの両親が高齢で遠方に住んでおり、手が借りたくても借りることができません。ツインズプラスサポートは育休中は平日も使えてありがたかったのですが、1歳で保育園へ預けると、平日は時間的に使うことができず土曜しか使えませんでした。チケットがたくさん余ってしまい勿体なく感じて、例えばそのチケットでオムツや冷凍幼児食への交換などに使えたらとてもありがたいと思いました。または、平日の夜や日曜祝日にも使えるようにして欲しいです。そしてできれば今は3歳の誕生日の前日まででサポートが終わりますが、期間を延長してほしいです。双子が家にいる時しか利用できないという点も、掃除などを気軽に頼めず改善してほしいなと思いました。フルタイム共働きの夫婦が少しでも休める時間にこのサポートが使えるようになったらいいなと思います。多胎児家庭への支援の充実をさらに拡充していただければありがたいです。	世田谷区の「ツインズプラスサポート事業」については、東京都の多胎児家庭支援に関する補助金を活用し、多胎児を育てているご家庭に家事・育児支援のヘルパーを行う事業として実施しております。そのため、支援内容としましては、日常の家事支援や育児補助、同行支援、育児相談となります。チケットをその他の事業への振り替えることができないため、ご意見をいただきましたにもかかわらず、ご希望に沿うことができず、大変申し訳ございません。区では、その他の事業として、家事援助は利用の対象外で、有償とはなりますが、お子様の一時預かりの事業として、子育てのサポートを受けたい方(利用会員)と援助協力が可能な方(援助会員)の支えあいによる「ファミリー・サポート・センター事業」を実施しております。ご本人様が家事をされている間に援助会員がお子様をお預かりするなど、利用の内容によりお申込みができますので、参考までにご案内させていただきます。<ファミリー・サポート・センター事業について> ・利用できる方:生後43日目以降から小学校6年生の子どもの保護者 ・利用料金:1時間800円 ・利用時間:原則、午前7時から午後9時 その他詳細については、関連情報欄に記載の区ホームページ(ページID1288)をご確認ください。 ※利用には事前の登録が必要となっております。 ※利用申込から援助会員の紹介までに10日～2週間ほどかかります。 ※原則、0歳児は3時間まで、1歳児以上は4時間までの利用をお願いしています。 メールの内容にもございましたが、多胎児を育てていらっしゃる方々におかれましては、双子のお子さまの子育てに大変ご多忙な日々をお過ごしのことと拝察いたします。私どもといたしましても、今回いただきました貴重なご意見ご要望につきましては、今後の施策の参考とさせていただきますたいと思います。	子ども・若者部 子ども家庭課	電話03-5432-2569 FAX03-5432-3081	令和7年(2025年) 11月26日	<a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/02413/1288.html?utm_source=search-pageID&amp;utm_medium=call-program">https://www.city.setagaya.lg.jp/02413/1288.html?utm_source=search-pageID&amp;utm_medium=call-program</a>
緑化と共存するための対策要請	1 保存樹林の管理強化 特定街区の敷地内や前面道路に吹き溜まる至近の大ケヤキの落葉処理に難儀しています。桶や側溝の詰まりにみまわれながらも、長年善意の清掃を手をかけてきましたが、高齢となり限界を感じています。強風後の大量処理にはマンパワーの投入を、また、近隣希望世帯にはごみ袋の支給を検討願います。 2 緑化推進のアフターケア 緑化率遵守にともなう生垣や植栽の害虫消毒に定期的支援と助成をお願いします。適切な剪定や消毒管理に努めていますが、近年、空家も目立ち毎年の蔓延被害に埒がありません。区による一斉消毒の実施で効果が上がることを期待しています。(ヘリグロテントウミノナムシ、チュウゴクアミガサハゴロモ) 3 一部の住民の負担の上で成り立つ程、環境保全のあり方を再考して、満足度、完成度の高い区政にブラッシュアップしてください。	1 保存樹林の管理強化について 保存樹木制度は所有者の方のご協力のみならず、地域の方のご理解・ご協力があって成り立っているものと存じております。これまでの多大なるご協力に心より感謝申し上げます。区では現在、指定した保存樹木等の剪定や落ち葉の収集などの支援を行っておりますが、一方で今回いただきましたような維持管理の負担に関するご意見も寄せられ、支援の充実が必要と認識しております。今回のご意見も参考にさせていただきますながら、引き続き支援の充実について検討してまいります。 2 緑化推進のアフターケアについて 大変申し訳ありませんが、現在、区では一般の民有地における植栽への薬剤散布に関する維持管理支援は実施しておりません。いただいたご意見は今後のみどり支援の検討の際に参考とさせていただきます。引き続き、害虫等の防除や適切な植栽管理に関する情報の周知・啓発に努めてまいります。 3 いただいたご意見も参考にさせていただきますながら、緑豊かな環境の保全に取り組んでまいります。	みどり33推進担当部 みどり政策課	電話03-6432-7904 FAX03-6432-7989	令和7年(2025年) 11月27日	
幼稚園での預かり保育補助金について	幼稚園での預かり保育補助金は現状月額11,300円まで支給されています。しかし通常の授業(幼保無償化対象)がない夏休み等は共働き家庭の場合、朝から晩まですべての時間を『預かり保育』として課金して預ける必要があります。月額上限11,300円の補助金は登園日1日で換算すると500円/日程度の補助であり、当該金額では預かり保育1時間分程度の補助にしかありません。毎日残り7,8時間は自己負担となり1か月フルで預けると10万弱の負担額となります。全額無償化がよいのであれば保育園を選べばいいのかもしれませんが、幼稚園も経済的問題なく自由に選べるように補助金の増額をご検討いただけますと幸いです。	ご意見いただきましたとおり、区では、幼児教育・保育の無償化の対象となる教育標準時間外に利用される預かり保育について、月額11,300円を上限として保育料の補助を行っております。この上限額は、全国的な平均利用実態を踏まえて国が定めているもので、現行の区の無償化は国の制度に基づき運用しているところです。今般いただいた、共働き世帯の方にとって、長期休業期間(夏休み等)における預かり保育の利用負担が大きいというご意見は、今後の施策を検討する上での参考にさせていただきます。今後も区民の皆様からのご意見、ご提案等をいただき、区政運営を行ってまいりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。	子ども・若者部 子ども・若者支援課	電話03-5432-2066 FAX03-5432-3016	令和7年(2025年) 11月28日	